平成２８年（フ）第３６０７号
大阪府東大阪市吉田２丁目９番27号　ヴィラ西村　303号
債務者　山本　綾子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６０９号
大阪市鶴見区諸口６丁目２番55―401号
債務者　瀬野　晶美
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６１８号
大阪市住之江区南港中４丁目２番14―209号
債務者　松本礼子こと　松本　禮子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６８号
山口県宇部市今村南３丁目10番29号
債務者　藤原　千鳥
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第４１号
岡山県倉敷市白楽町145番地11　シルクハウスくらしき105号
債務者　武田　一幸
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
岡山県倉敷市玉島3113番地　ムーンパレス参番館Ｂ102
債務者　久谷　初栄
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第３４２６号
大阪市住之江区緑木１丁目３番２―102号
債務者　橋本　幸子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４３５号
大阪市淀川区新北野３丁目４番19号
債務者　池元　浩子（旧姓田和）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６１９号
大阪府寝屋川市御幸西町５番５―205号
債務者　楠元　香菜
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８１８号
東京都羽村市神明台２丁目11番地28クレールＯＳ201
債務者　村上佳代子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９８号
愛知県田原市田原町西鎌田３番地１　西鎌田住宅６―102号
債務者　リトリートこと　佐野　壮志
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月24日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第９９号
愛知県蒲郡市宮成町６番３号　第２コーポ宮成301
債務者　早川　尚美（旧姓朝倉・熊田）
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第８２２号
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１若葉町団地11棟101号
債務者　山田　啓一
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７８号
岡山市北区宿382番地４旭ハイツ203、旧住所岡山県玉野市槌ケ原2072番地11
債務者　前田　和美
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１３号
愛知県豊川市蔵子１丁目７番地14　カーサフロイデ201号
債務者　菅沼　恵子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１５８５号
横浜市港南区港南台３丁目12番10―102号
債務者　石川　竜志
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部